

## 和歌山大学教育学部教授会規程

制 定 昭和31年11月22日

最終改正 平成31年3月22日

## (趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条の規定に基づき、和歌山大学教育学部（以下「本学部」という。）に置かれる教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 教授会は、本学部専任の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院教育学研究科教職開発専攻専任の教授、准教授、講師及び助教をもつて構成する。

## (審議事項)

第3条 教授会は、和歌山大学学部運営規程第4条の事項を審議する。

## (招集)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 教授会の構成員の5分の1以上の者が議題とその理由を示して教授会の開催を請求したときは、学部長はこれを招集しなければならない。

3 会議の招集は、一週間前に会議の事項を示した各員宛の通知をもつてする。ただし緊急やむを得ない場合は、会議の前日までに到着する適宜の方法をもつて招集することができる。

## (議長)

第5条 学部長は、教授会の議長となる。

2 学部長に事故のあるときは、学部長の指名した者が議長となる。

## (会議)

第6条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開きかつ議決することができない。

2 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の者は、構成員に算入しない。

## (議決)

第7条 教授会は、第4条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

2 議事は構成員たる出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決に関し票決を必要とする場合は、特別の場合を除き、無記名投票によるものとする。

## (構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

## (専門委員会)

第9条 教授会は専門の事項を調査・審議するため、専門委員会を置くことができる。

## (庶務)

第10条 教授会に、幹事及び書記を置く。

## 教育学部教授会規程

- 2 幹事は、学務課教育学部分室長をもつてこれに充て、庶務を処理し、かつ、書記をして会議録を作成させる。
- 3 学部長は会議録を校閲し、次回の教授会においてその確認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、昭和31年11月23日から施行する。

附 則（昭和35年4月1日一部改正）

この改正規程は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日一部改正）

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年11月1日一部改正）

この改正規程は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日一部改正）

この改正規程は、昭和62年9月25日から施行し、昭和62年9月1日から適用する。

附 則（平成3年4月12日一部改正）

この改正規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成5年6月8日一部改正）

この改正規程は、平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月24日一部改正）

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日一部改正）

この改正規程は、平成11年3月5日から施行する。

附 則（平成12年2月18日一部改正）

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第173号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第609号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第791号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1305号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1610号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第1753号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1815号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2155号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。